九州大学病院での受診に関する診療説明書

この説明書は、九州大学病院での受診にあたり、基本的な事項に加え、外国人患者さん特有の事項である、言語面、異なる文化や制度について説明するものです。診療の場面において、共通の認識や意思の疎通は重要であり、そうでない場合、適切な医療の提供が困難となりますため、ご理解の程、よろしくお願いいたします。また、マスク着用や手指消毒の徹底等、本院の指定する感染防止対策を継続的に遵守されるようお願いいたします。下記の内容について分からない点や疑問点がありましたら、その都度ご質問していただいて構いません。

１．　治療及び検査等について

⑴ 検査・処置等の結果により、入院・通院が必要であると判断される場合があります。また状況により、他院への転院が必要な場合もあります。

⑵ その都度、治療の意義と治療により生じるリスクについて、医師からその説明を行います。その説明にご納得いただいた場合のみ治療をお受け下さい。

⑶ ご自身の都合で入院、通院できない場合または治療を自己中断される場合は、治療が適切に行われないなど、様々なリスクが生じることがあります。

２．費用について

⑴ 診察終了後は、遅滞なく医療費を精算するものとします。

⑵ 治療を中断された場合または期待された診断・治療に至らない場合でも、それまでに本院で受けた医療行為に対する医療費は、すべてお支払いいただきます。

⑶ 合併症または予期せぬ病状悪化により治療期間が延びる可能性があります。その場合に必要となる医療費、滞在費、在留期間延長手続きに伴う経費等については、患者さん自身にご負担いただくことになります。

⑷ 日本の健康保険資格を有していない外国人患者さんの診療については、診療報酬点数１点につき３０円で請求します。海外在住で、日本の健康保険資格を有していない日本人患者さんの診療についても同様の取扱いとなります。

3.　通訳及び翻訳について

⑴ 本院は、診察時やインフォームドコンセント時等に安心して医療が受けられるよう、有料で医療通訳サービスを用意しております。料金は１時間まで 5,000 円、それ以降は 30 分毎 3,000 円加算されます。
病院が手配する医療通訳者は、通訳の業務において知りえたことを他へ漏らしません。

⑵ 病院が手配する医療通訳者以外の、家族や知人などによる通訳は、以下により、安全な医療の提供を妨げる可能性があることをご理解ください。
・正確に医療用語が伝わらない場合がある。
・通訳者の判断により（もしくは図らずも）、省略、追加、言い換えが生じる可能性がある。
・通訳者である家族や知人などに病名等を知られる可能性がある。
・病状説明などの通訳に際し、通訳者である家族や知人などに心理的負担がかかる場合がある。

⑶ 診察等の医療提供場面で、言語支援を必要とする患者さんがひとりでも多く病院が手配する医療通訳者を利用できるように、受付や会計等の医療提供以外の場面においては、患者さんご自身で

通訳者を手配いただくようお願いいたします。

(4) 本院では、前医の診療情報（データ）を翻訳するサービスは行っておりません。事前にご自身で日本語（英語も可）へ翻訳した診療情報を本院へご持参下さい。

(5) 診療に必要となる診療情報（データ）が適切に翻訳されていない場合は、正確な診断のためにあらたな検査等が必要になる場合があります。その場合、追加検査に時間と費用がかかりますので、予めご了承願います。

(6) 本院は、通訳や翻訳を介したミスコミュニケーション等、いかなる理由・状況においても、通訳・翻訳を起因とする医療事故・医療過誤や、通訳・翻訳に関連した損害・損失が生じた際の責任を一切負いません。

4. 紹介制度について

(1) 本院では、原則としてかかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）が必要です。本院での治療が一段落し状態が安定された場合は、他の医療機関へ紹介させていただくことがあります。

(2) 本院は特定機能病院・高度急性期病院として、先進医療や救急医療が必要な患者さんを数多く受け入れ、地域医療に貢献する責務があります。そのため患者さんには、本院で必要な治療を終えた後、退院や地域の回復期の病院・かかりつけ医への転院等をお願いさせていただきますことをご理解いただき、ご協力をお願いします。

5. 個人情報について

(1) 診療を行うにあたり知り得た患者さんの個人情報は、「個人情報に関する九州大学病院の基本方針」に基づき厳守いたしますが、他の医療機関または介護施設等との連携上必要な情報については、情報提供する場合があります。

6. その他

(1) 社会的ルール及び病院の規則を守り、職員の指示には従って下さい。また、他の患者さんの療養環境を妨げる行為または迷惑になる行為は慎んで下さい。

(2) 本院で使用する説明書及び同意書は、本説明書及び同意書を含め日本語が正文となります。他の言語により訳文が作成された場合であっても、正文の解釈には何らの影響も及ぼしません。

(3) 本院で使用する説明書及び同意書は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。また、九州大学病院の診療から生じる一切の紛争については、日本の福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(4) 本院は診療機関であると同時に、研究･教育機関でもあることをご理解いただき、ご協力をお願いします。